

私立高校専攻科に在学する生徒のために

し りつこうとうがっこうせんこう か しゅうがく し えんきん がっこう しきゅう  
**私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】**

ない 容 内 容	私立高校の専攻科に在学されている生徒さんの授業料に対して、一定額を支給します。
たい しょう しゃ 対 象 者	私立高等学校等の専攻科に在学されている方。
し きゅう がく 支 給 額	<p>▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて51,300円未満          → 授業料の月額に相当する額の1/2 ※上限17,800円（月額）</p> <p>▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて100円未満          → 授業料の月額に相当する額 ※上限35,600円（月額）</p>
しん せい じ き 申 請 時 期 お よ び し きゅう じ き 支 給 時 期	学校によって異なります。
しん せい て づ ぎ 申 請 手 続	学校から案内があります。学校から配付の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 課税標準額（課税所得額）等がわかる書類が必要です。
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 考 備 考	毎年度手続きが必要です。